

入国前結核スクリーニングの実施に関する申合せ

令和2年3月24日
出入国在留管理庁
外務省
厚生労働省

1 背景

我が国における結核患者の発生状況としては、り患率（人口10万人あたりの新規発病患者数）及び患者数ともに年々減少傾向にあるが、未だに国内で年間約15,000人が発症し、約2,000人が死亡している。近年、我が国においては外国生まれの患者数が増加傾向にあり、平成30年の新登録結核患者数のうち外国生まれの患者数は1,667人（前年比137人増）となっている。特に、り患率の高い国の出生者が日本滞在中に結核を発病する例が見受けられる。

このような我が国における結核患者の発生状況に鑑みて、特に我が国における結核患者数が多い国の国籍を有する者であり、かつ我が国に中長期間在留しようとする者に対し、入国前に結核にり患していないことを求める結核スクリーニングを導入し、結核にり患していないことを証明できない者の入国を認めないこととした。

なお、新たな在留資格の創設を踏まえ、外国人材の受入れ・共生のための取組を政府一丸となって推進していく観点から、関係閣僚会議で取りまとめられた「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」における具体的施策の一つとして、結核スクリーニングの実施が盛り込まれている。また、令和元年8月1日の2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた感染症対策に関する関係省庁等連絡会議で決定された「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた感染症対策に関する推進計画」において、結核スクリーニングの運用を、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会までに開始することとされている。

2 根拠規定

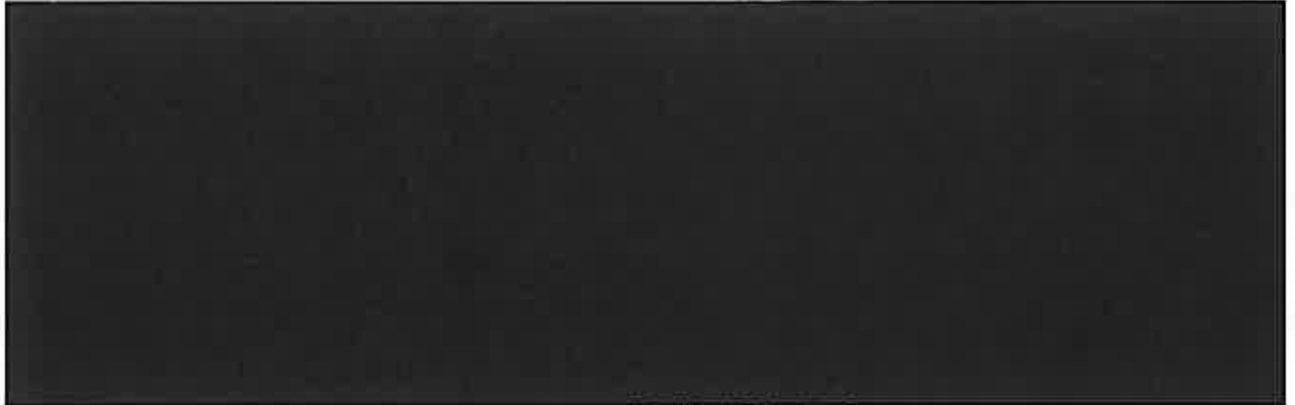
結核は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第3項第2号において、二類感染症に規定されている。

出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）第5条第1項第1号においては、二類感染症の患者であることを上陸拒否事由として定めており、結核にり患している外国人は、入管法第7条第1項第4号に規定する上陸のための条件に適合しないことから、本邦への上陸は原則として認められない。

また、入管法第7条の2の規定に基づき、在留資格認定証明書交付申請の審査においては、同法第7条第1項第2号に掲げる上陸のための条件への適合性を確認することとされており、入管法施行規則第6条の2第5項ただし書きにおいて、同法第7条第1項第1号、第3号又は第4号に掲げる条件に適合しないことが明らかであるときは在留資格認定証明書を交付しないことができることとされている。

そこで、出入国在留管理庁においては、結核り患者は、在留資格に該当する活動を安定

的、継続的に行い得るかについても疑義が生じ得ることから、中長期在留を希望する在留資格認定証明書交付申請者に対して、入管法第7条第1項第2号に掲げる上陸のための条件の適合性（在留資格該当性）を確認することを目的として、入管法施行規則第6条の2第2項に規定する「その他参考となるべき資料」として、結核非発病証明書の提出を求めることとする。



なお、外務省（在外公館）は、下記7のとおり対応するが、これに際し、査証の原則的発給基準に基づき、結核非発病証明書の提出を求め、XXXXXXXXXXする。

(注)上記1のとおり、結核スクリーニングの対象となる者が結核に罹患していないことを証明できない場合には、本邦への入国を認めないことが3省庁の方針として決定され、ガイドラインによって公表される予定。

3 対象国

我が国における外国生まれの結核患者の出生国については、

- ・2016年には以下6か国が全体の8割を占めている
- ・2014年から2018年においては、以下6か国が最近5年以内に入国した外国人のうち結核に罹患した者の出生国上位6位を占めている

ことから、まずは以下の6か国（以下「対象国」という。）の国籍を有する者に係る入国前スクリーニングを実施する。

(注) 対象とする国については、今後WHOの公表する高負荷国リスト上の国や結核罹患率の高い国に対しても実施する方針。

【外国生まれの結核患者の出生国(2018年)】

| | フィリピン | ベトナム | 中国 | インドネシア | ネパール | ミャンマー |
|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|
| 出生国割合 | 20.4% | 17.3% | 16.4% | 10.3% | 10.2% | 6.1% |
| 患者数 | 340人 | 289人 | 274人 | 171人 | 170人 | 101人 |

4 対象者

上記3に記載された理由により、特定された6か国からの入国者について、結核は進行が遅く、滞在期間が長くなる程感染拡大リスクが高まることに着目し、スクリーニングの対象者は、平成30年2月26日第9回厚生科学審議会結核部会での決定に基づき原則として上記3の対象国の国籍を有し、中長期在留者（再入国許可を有する者を除く。）(注)として我が国に入国・在留しようとする者とする。

ただし、例外として、居住国の身分証明書等により、申請人の現在の居住地が対象国以外の

国又は地域であることが確認された場合は、スクリーニングの必要性に乏しいため、対象外とする。

また、対象国籍者のうち、JETプログラム参加者、JICA研修員（長期・短期）、JICA人材育成奨学計画（JDS）留学生等については、入国前又は入国後速やかな結核検査を目的とした胸部レントゲンを含む健康診断が課されており、入国後に結核患者が出た場合には、所管省庁・担当機関が速やかに把握し治療を含むフォローアップ体制を構築することから、当面の間結核スクリーニングの対象外とし、国内での発生状況に応じて必要な見直しを行う。

（注）「中長期在留者」とは、入管法第19条の3に定める者をいう。

5 審査方法

（1）以下において、適正に発行された結核非発病証明書¹の提出を申請人に対して求めることにより審査を行う。

①地方出入国在留管理官署で審査を行う在留資格認定証明書交付申請時

②在留資格認定証明書に「結核非発病証明書未提出」と記載がある者については、在外公館で審査を行う査証申請時

③国費留学生、当該国とのEPAに基づく看護師等、我が国実施のプログラム参加者については、これらプログラムが指定する手続時等の適切な時期

④在留資格認定証明書を要さずとも在外公館限りで発給可能な査証申請案件や上記③以外の在留資格認定証明書交付対象外の在留資格（一部の特定活動等）により中長期在留を希望する者については、在外公館で審査を行う査証申請時

6 結核非発病証明書

結核スクリーニングにおける結核非発病証明書とは、対象国内に所在する医療機関であって、日本国政府が指定した医療機関（以下「指定健診医療機関」という。）が発行するものとする。

なお、指定健診医療機関は「日本入国前結核健診の手引き」（案）に基づいた健診によって申請人が結核を発病していないことを確認した場合にのみ結核非発病証明書を発行するものとする。

7 各省庁の役割

● 出入国在留管理庁は、以下のとおり対応する。

（1）在留資格認定証明書交付申請時に、申請人又はその代理人に対して、結核非発病証明書の提出を求めることとする。

- 外務省は、以下のとおり対応する。
 - (1) 「結核非発病証明書未提出」の旨の記載がある在留資格認定証明書の交付を受けた者であって結核非発病証明書を提出しない査証申請者に対しては、申請を受理しない。
 - (2) 「結核非発病証明書未提出」の旨の記載がある在留資格認定証明書の交付を受けた者であって結核非発病証明書を提出する査証申請者に対しては、申請を受理する。
 - (3) E P A等のプログラム参加者については、査証申請書類提出時に結核非発病証明書の提出を求め、結核非発病証明書を主管省庁（当該国とのE P A候補者については当該分野の所管省庁）へ送付する（同証明書を伴わない査証申請は、これを受理しない。
[REDACTED]）。
 - (4) 在留資格認定証明書を要さずとも在外公館限りで発給可能な査証申請案件（「日本人の配偶者等」等）や在留資格認定証明書交付対象外の在留資格（一部の特定活動（告示外の特定活動、ワーキングホリデー等）等）により中長期在留を希望する査証申請者については、査証申請時に結核非発病証明書の提出を求める（同証明書を伴わない査証申請は、これを受理しない）。

- 厚生労働省は、以下のとおり対応する。
 - (1) 医学的知見に基づいて「日本入国前結核健診の手引き」を作成し、同手引きに基づく健診を実施することができる医療機関を選定することとする。選定した医療機関については、出入国在留管理庁・外務省・厚生労働省の3省庁連名で作成する公表ガイドラインに基づき、厚生労働省において指定健診医療機関として指定する。
 - (2) 指定健診医療機関が発行する結核非発病証明書が医学的に適正なものとなるよう、「日本版入国前結核健診医療機関査察の手引き」の作成及び「日本版入国前結核健診事業精度保証のガイドライン」の策定を行い、これらに沿って指定健診医療機関における結核健診の精度管理を実施することとする。
 - (3) スクリーニングの実施に当たっては、対象者が結核非発病証明書を取得し易い環境を整備する必要があることから、指定医療機関へのアクセスや診察費用を考慮した上で、必要に応じて指定医療機関の拡充を図る。
 - (4) 指定検診医療機関との連絡調整を担い、各指定医療機関から発行される非発病証明書発行者情報を取りまとめ、入管庁及び外務省へ遅滞なく共有する。

- 出入国在留管理庁・外務省・厚生労働省は、以下のとおり対応する。

結核非発病証明書の偽変造を防止するため、互いに連携して有効な対策を講ずるものとする（※）。

（※） 指定健診医療機関における結核非発病証明書の不正発行（例えば、当該医療機関の医師による虚偽の診断等）については、厚生労働省が行う結核健診の精度管理において対応することとする。

8 結核スクリーニング開始時期及び見直しについて

本申合せにおける結核スクリーニングは、令和2年7月1日以降に調整の整った対象国からの中長期在留予定の対象者について、順次実施する。ただし、国費留学生等、公募時点で同スクリーニング実施を応募者に周知させる必要があるものの実施開始時期等については、募集スケジュール等を勘案し個別に検討する。

また、本申合せは、各省庁等の運用状況を検証し、適用開始から1年後を目処に法制度上のあり方、人員体制等も含め必要な見直しを行う。